

監督への公認スポーツ指導者資格義務付けに伴う 第70回国民体育大会における取扱いについて

■公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合の選手の取扱い

公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合、選手のみでの参加を認めない。

選手が監督を兼任することとなっている競技・種目・種別においては、選手の中に公認スポーツ指導者資格を保有する者が含まれない場合、当該チームの参加を認めない。

■監督における公認スポーツ指導者資格の状況別の取扱い

公認スポーツ指導者資格を保有する者とは以下のいずれかに該当する者をいう。

①大会参加時(都道府県予選会から本大会終了時まで)に公認スポーツ指導者資格の状況が「有効」(資格が認定されている状態)であること。

②平成27年10月付で公認スポーツ指導者資格が認定されること(当該中央競技団体が認める場合に限る)。

※上記②は、新たに公認スポーツ指導者資格が認定される者(公認スポーツ指導者資格養成講習会の修了者など)を救済するための特例である。

したがって、平成27年10月付で公認スポーツ指導者資格が認定される者でも、平成27年4月1日時点で「登録保留」や「資格停止」だった者は、特例の対象に含めないものとし、監督として参加することを認めないこととする。

参加可否一覧

資格状況 ^{※1}		資格有効期限 ^{※1}	義務研修 受講状況	平成27年10月付 更新・登録手続き ^{※2}	参加 可否	備考
資格者	有効	平成28年3月/9月、平成29年3月/9月、 平成30年3月/9月、平成31年3月	—	—	○	会期前実施競技(水泳・体操・セーリング)は、 資格更新手続きの状況に関係なく参加可能。
		平成27年9月	受講済み	手続き済み	○	
			受講済み	未手続き ^{※3}	△ ^{※3}	
	登録保留	平成26年9月	—	—	×	
		平成27年3月	—	—	×	
資格停止	～平成26年3月	—	—	×		
平成27年10月付 認定予定者		—	—	手続き済み	△ ^{※4}	当該中央競技団体が認める場合に限る。 新たに資格が認定される者(公認スポーツ指導者 資格養成講習会の修了者など)に限る。
				未手続き ^{※3}	△ ^{※3※4}	

※1 「資格状況」及び「資格有効期限」は平成27年4月～9月現在。

※2 本大会の参加申込時までの状況。手続きについては、登録料の入金を日本体育協会にて確認できた段階で「手続き済み」として扱う。

【参加申込締切日】8/20：水泳、ボート、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ ・9/2：左記以外の競技

※3 本大会の参加申込時に「未手続き」であっても、9月18日(金)までに「スポーツ指導者マイページ」(インターネット)にて、クレジットカード決済により登録手続きを済ませた場合は参加を認める。

※4 水泳、サッカー、ボート、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、なぎなた競技については、中央競技団体が平成27年10月付で公認スポーツ指導者資格が認定される者を公認スポーツ指導者資格を保有する者として取扱わないことから、参加不可とする。

参加可否一覧【イメージ】

※資格有効期間： 

資格状況		資格有効期限	義務研修受講状況	H27.10付更新・登録手続き	参加可否	参加可否イメージ							
						H26.4/1	H26.10/1	H27.4/1	参加申込締切 8/20,9/2	H27.10/1			
資格者	有効	H28.3/31 ～ H31.3/31	—	—	○								
		H27.9/30	受講済み	手続き済み	○								
			受講済み	未手続き	△								
			未受講	-(対象外)	×								
	登録保留	H25.9/30 H26.3/31	—	—	×								
資格停止	～ H25.3/31	—	—	×									
H27.10付認定予定者		—	—	手続き済み	△								
			—	未手続き	△								